**運営規程**

地域型保育事業（家庭的保育事業等）　参考様式【令和５年12月版】

　（事業所の名称等）

第１条　○○法人○○会が設置するこの○○保育事業所（以下「当事業所」という。）の名称等は、次のとおりとする。

　(1)　名　　称　○○○○○

　(2)　事業種類　○○○保育事業

　(3)　所 在 地　青森県八戸市・・・

（事業の目的及び運営の方針）

第２条　当事業所の目的は、・・・各事業所の目的を記載

２　当事業所の運営の方針は、次のとおりとする。

　(1)　八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号。以下「市運営条例」という。）のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守して運営する。

　(2)　・・・　各園の方針を記載

　(3)　・・・

　（提供する保育の内容）　各事業所で提供する保育の内容を記載。以下参考例示

第３条　当事業所は、保育所保育指針に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

（利用定員）　各事業所の利用定員を記載

第４条　当事業所において提供する○○○保育事業の利用定員は、○○人とし、その区分は次のとおりとする。

(1)　法第19条第３号の子ども（以下「３号認定子ども」という。）のうち、満１歳以上の子ども　○○人

(2)　３号認定子どものうち、満１歳未満の子ども　○○人

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　当事業所に配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、別紙職員表のとおりとする。ただし、員数は児童数により変動することがある。

　（保育を提供する日）

第６条　当事業所の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から１月３日までを除く。

　（保育を提供する時間）　各事業所で定める保育時間、開園時間を記載

第７条　当事業所の保育を提供する時間及び開園時間は次のとおりとする。

(1)　保育標準時間認定に係る保育時間　〇時〇分から△時△分まで

(2)　保育短時間認定に係る保育時間　　◎時◎分から◇時◇分までのうち、保護者が保育を必要とする８時間　←設定時間が８時間を超えない場合は下線部を削除

　(3)　開園時間　●時●分から◆時◆分まで

２　当事業所は、保護者がやむを得ない理由により前項に規定する保育時間の前後に保育を希望する場合には、開園時間内において延長保育を実施する。

３　当事業所は、一時預かり（開園時間内）、及び利用希望に応じて休日保育（●時●分から◆時◆分まで）を実施する。実施しない場合は削除

　（保育料その他の費用等）

第８条　当事業所は、保護者から次に掲げる費用を徴収する。

　(1)　児童の居住する市町村の長が定める保育料

　(2)　別表に定める費用

　　ア　保育の提供における便宜に要する費用　※実費徴収

　　イ　延長保育に係る費用　←一時預かり、休日保育（自主事業）を行う場合にはその旨を追加

　（利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

第９条　当事業所は、市町村が行った利用調整により当事業所の利用が決定されたときはこれに応じるものとし、当事業所の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認する。

２　当事業所は、次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

　(1)　保護者から利用の終了に係る届出が提出されたとき。

(2)　保護者が法に定める教育・保育給付認定要件に該当せず、市町村が教育・保育給付認定を取り消したとき。

(3)　市町村が当事業所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4)　その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

　（緊急時等における対応方法）　各事業所における対応方法を記載。以下参考例示

第10条　当事業所は、児童の安全の確保を図るため、危機管理マニュアル←各事業所の規程名を記載に基づき必要な訓練等を行う。

２　当事業所は、事故発生防止のための指針を整備し、委員会及び職員に対する研修を定期的に行うとともに、事故が発生した場合は必要な措置を講ずる。

　（非常災害対策等）各事業所における対策を記載。以下参考例示

第11条　当事業は、地域の特性に応じた非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）を策定し、地震、水害等を想定した訓練を実施するほか、保護者及び市町村等への連絡体制を整備し、関係機関との連携を図る。

　（虐待の防止のための措置）　各事業所における対策を記載。以下参考例示

第12条　当事業所は、児童の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講ずる。

(1)　人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2)　職員による児童に対する虐待等の行為の禁止

(3)　虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4)　その他虐待防止のために必要な措置

２　前項第２号における虐待等の行為とは、市運営条例第50条において準用する第25条に規定する行為をいう。

３　当事業所は、当事業所の職員又は養育者（児童を現に養育する保護者等）による虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

　（その他運営に関する重要事項）

第13条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を得るものとする。

２　その他、各事業所の重要事項を記載。無ければ削除

附　則　規定例

この規程は、令和●年●月●日から施行する。

附　則

この規程は、令和●年●月●日←理事会議決日以降の日付をから施行する。

　　附　則

この規程は、令和●年●月●日←理事会議決日を記入から施行し、同年４月１日から適用する。

別紙職員表

　職員の職種、員数及び職務内容　各事業所の状況に応じて記載。無い職種は削除

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 職務内容 |
| 園長 | 1 | 1 |  | 職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、児童を全体的に把握し園務を行う。 |
| 保育士 | ○ | △ | □ | 児童の保育を行う。 |
| 保育補助者 |  |  |  | 児童の保育を行う。 |
| 家庭的保育者 |  |  |  | 児童の保育を行う。 |
| 家庭的保育  補助者 |  |  |  | 児童の保育を行う。 |
| 調理員 | 1 | 1 |  | 給食・おやつの調理及び調理室の衛生管理を行う。 |
| 事務職員 | 1 | 1 |  | 経理及び庶務等の事務全般を行う。 |
| 嘱託医 | 1 |  | 1 | 児童の定期健康診断及び心身の健康管理、並びに職員及び保護者への相談・指導を行う。 |
| 嘱託歯科医 | 1 |  | 1 |
| ・・・ |  |  |  | （その他雇用している職員がいる場合は記載） |

別表　各事業所の状況に応じて記載

１　保育の提供における便宜に要する費用（実費徴収）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 金　額 |
| ○○費 | 円 |
| ○○に係る費用 | 円 |

２　延長保育に係る費用　　参考例示

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 金　額 |
| ○○時～○○時 | （日額）（月額）（１時間）　　円 |
| 保育短時間認定子どもで８時間を超えた場合 | （日額）（月額）（１時間）　　円 |
| 保育標準時間認定子どもで11時間を超えた場合 | （日額）（月額）（１時間）　　円 |

３　一時預かりに係る費用　　参考例示

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 金　額 |
| ○○時～○○時 | （日額）（月額）（１時間）　　　円 |
| ○○時～○○時 | （日額）（月額）（１時間）　　　円 |
| 給食費（希望者） | （日額）（１食）　　　　　　　　円 |

４　休日保育に係る費用　　←自主事業で費用を徴収する場合。無ければ削除

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 金　額 |
| ○○時～○○時 | （１時間）　　　　円 |
| ○○時～○○時 | （半日）　　　　　円 |
| 給食費（希望者） | （１食）　　　　　円 |